

令和元年

第4回市議会定例会 議案第16号

函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例
の制定について

函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例を次のよ
うに定める。

令和元年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203
条の2第5項および第204条第3項ならびに地方公務員法（昭和25
年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基
づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会
計年度任用職員」という。）の給与および費用弁償に関し必要な事項
を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号
に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあ
っては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜
間勤務手当、休日勤務手当および期末手当をいい、同項第1号に掲げ
る職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあって
は報酬および期末手当をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、次に掲げるとおりとし、
各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 会計年度任用職員行政職給料表（別表第1）
- (2) 会計年度任用職員技能労務職給料表（別表第2）

2 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づき、これを前項の給料表（以下単に「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。
（フルタイム会計年度任用職員の給料決定の基準）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、市長が別に定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、市長が別に定める基準に従い決定する。
（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第5条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号。以下「給与条例」という。）第5条および第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第6条第4項中「勤務時間条例第2条第5項、第7項および第8項の規定に基づく勤務を要しない日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務を要しない日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当等）

第6条 給与条例第12条の3、第13条、第13条の2および第16条（第2項を除く。）から第19条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。

2 地域手当および通勤手当は、当月分を給料の支給日に支給する。

3 時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当および休日勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日（市長が別に定める場合に支給する時間外勤務手当にあっては、別に定める日）に支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、支給期日を変更し、または分割して支給することができる。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第7条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務し

ないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額等の端数計算)

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額ならびに第6条第1項において準用する給与条例第16条、第18条および第19条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当または休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 第6条第1項において準用する給与条例第16条、第18条および第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度の任命権者が定める休日(その日が日曜日または土曜日に当たる日を除く。)の日数に7.75を乗じた時間を減じたもので除して得た額とする。

2 第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第10条 給与条例第22条(第3項および第5項を除く。)から第22条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期(任命権者(法第6条第2項の規定により任命権が委任された場合にあつては、当該任命権を委任した者)を同じくす

るものに限る。次項において同じ。)の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月1日に在職するフルタイム会計年度任用職員に対して期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、月額、日額または時間額(時間を単位とする額をいう。以下同じ。)で定めるものとする。

- 2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- 3 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- 4 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- 5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計

年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容および責任、職務遂行上必要となる知識、技術および職務経験等に照らして第3条および第4条の規定を適用して得た額に、市長が別に定める額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第12条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額を報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第14条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 給与条例第16条第3項および第4項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、市長が別に定める。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第13条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するパートタイム会計年度任用職員(市長が別に定める職員

を除く。)には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第14条 任命権者が定める休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、任命権者が別に定めるところにより当該休日以外の日の勤務を免除された者には、支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第15条 報酬は、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の場合にあっては当月分を毎月21日(第12条から前条までに規定する報酬にあっては、翌月21日)に支給し、日額または時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の場合にあっては前月11日から当月10日までにおけるその者の勤務日数または勤務時間に応じた報酬を当月21日に支給する。

- 2 前項の支給期日が日曜日もしくは土曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「日曜日等」という。)に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日に報酬を支給する。
- 3 市長は、特別の事情があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、その月内において報酬の支給期日を変更し、または報酬を分割して支給することができる。
- 4 新たに月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員となった者には、その日から報酬を支給する。
- 5 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が退職したときはその日まで、死亡したときはその月まで報酬を支給する。
- 6 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支

給するとき以外のとき，または月の末日まで支給するとき以外のときは，その報酬額は，その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第16条 給与条例第22条（第3項および第5項を除く。）から第22条の3までの規定は，任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員であつて，1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上であるものについて準用する。この場合において，給与条例第22条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し，または死亡した職員にあつては，退職し，または死亡した日現在。附則第13項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料（給料の調整額を除く。次項および第22条の4第3項において同じ。）および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは，月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「それぞれその基準日現在（退職し，または死亡した職員にあつては，退職し，または死亡した日現在）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額」と，日額または時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「それぞれその基準日（退職し，または死亡した職員にあつては，退職し，または死亡した日）以前6箇月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額」とする。

2 第10条第2項および第3項の規定は，パートタイム会計年度任用職員について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは，別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合，有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き，その勤務しない1時間につき第19条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、別に定めるところにより任命権者が指定する時間または任命権者が定める休日である場合、有給休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条第2項第3号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の端数計算)

第18条 前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額および第12条から第14条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第19条 第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定める場合 第11条第2項の規定により計算して得た報酬の月額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度の任命権者が定める休日(その日が日曜日または土曜日に当たる日を除く。)の日数に当該1週間当たりの勤務時間を5で除した時間を乗じた時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額で報酬を定める場合 第11条第3項の規定により計算して

得た報酬の日額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額で報酬を定める場合 第11条第4項の規定により計算して得た報酬の時間額

2 第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定める場合 第11条第2項の規定により計算して得た報酬の月額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額で報酬を定める場合 前項第2号の規定により計算して得た額

(3) 時間額で報酬を定める場合 前項第3号の規定により計算して得た額

(休職者の給与)

第20条 法第28条第2項または職員の分限に関する条例（昭和27年函館市条例第5号）第1条の2の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

(専従休職者の給与)

第21条 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた会計年度任用職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(給与からの控除)

第22条 給与条例第26条（第2号を除く。）の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第23条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第13条第1項各号に掲げる職員に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額および支給方法等については、給与条例第13条（第1項を除く。）および第13条の2の規定の例による。

3 職務の特殊性、任用の事情等を考慮して前項の規定により難いと市

長が認めるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額および支給方法等については、同項の規定にかかわらず、常勤の職員の通勤手当との権衡を考慮し、当該通勤手当の水準を超えない範囲内で市長が別に定める。

（パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償）

第24条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額および支給方法等については、函館市職員等の旅費に関する条例（平成2年函館市条例第22号）の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員は、同条例の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員に相当するものとする。

（給与および費用弁償の口座振替による支払）

第25条 会計年度任用職員の給与および費用弁償は、当該会計年度任用職員から申出があった場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

（委任）

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において会計年度任用職員に相当する職員として市長が定める職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者については、当該市長が定める職員の任期（この条例の施行の日の前日を含む期間の任用に係るものに限る。）を第10条第3項（第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する前会計年度における任期とみなして、第10条または第16条の規定を適用する。

別表第1 会計年度任用職員行政職給料表（第3条関係）

職務の級 号 給	1 級 給料月額（円）	2 級 給料月額（円）
1	146,100	231,500
2	147,200	233,100
3	148,400	234,600
4	149,500	236,200
5	150,600	237,600
6	151,700	239,300
7	152,800	240,800
8	153,900	242,400
9	154,900	243,500
10	156,300	245,000
11	157,600	246,600
12	158,900	247,900
13	160,100	249,400
14	161,600	250,800
15	163,100	252,100
16	164,700	253,500
17	165,900	255,000
18	167,400	256,500
19	168,900	258,200
20	170,400	260,000
21	171,700	261,600
22	174,400	263,300
23	177,000	264,900
24	179,600	266,500
25	182,200	268,400
26	183,900	270,200
27	185,500	271,900
28	187,200	273,600
29	188,700	275,300
30	190,400	277,000
31	192,200	278,800
32	193,900	280,300
33	195,500	281,800
34	197,300	283,700
35	199,100	285,500
36	200,900	287,400
37	202,400	289,000
38	204,200	290,700

3 9	206,000	292,500
4 0	207,800	294,300
4 1	209,400	295,800
4 2	211,200	297,500
4 3	213,000	299,000
4 4	214,800	300,600
4 5	216,200	302,200
4 6	218,000	303,900
4 7	219,700	305,500
4 8	221,500	307,200
4 9	223,200	308,100
5 0	224,900	309,600
5 1	226,500	311,100
5 2	228,100	312,700
5 3	229,500	314,300
5 4	231,200	315,900
5 5	232,800	317,500
5 6	234,400	319,000
5 7	235,400	320,500
5 8	236,900	321,700
5 9	238,300	322,900
6 0	239,500	324,100
6 1	240,700	324,800
6 2	241,900	325,700
6 3	242,900	326,500
6 4	244,100	327,300
6 5	245,400	328,200
6 6	246,400	328,600
6 7	247,600	329,300
6 8	248,900	330,100
6 9	249,800	330,900
7 0	251,100	331,600
7 1	252,300	332,300
7 2	253,600	333,000
7 3	255,000	333,500
7 4	256,400	334,100
7 5	257,600	334,600
7 6	258,800	335,200
7 7	260,000	335,500
7 8	261,200	336,000
7 9	262,500	336,400

8 0	263,600	336,900
8 1	264,700	337,300
8 2	265,800	337,800
8 3	267,100	338,300
8 4	268,400	338,800
8 5	269,400	339,100
8 6	270,500	339,500
8 7	271,800	340,000
8 8	273,100	340,400
8 9	274,000	340,700
9 0	275,000	341,100
9 1	275,900	341,600
9 2	277,000	342,000
9 3	278,100	342,200
9 4	279,100	342,600
9 5	280,000	343,100
9 6	281,000	343,500
9 7	281,500	343,700
9 8	282,400	344,100
9 9	283,100	344,500
1 0 0	284,000	344,800
1 0 1	285,000	345,100
1 0 2	285,800	345,500
1 0 3	286,600	345,900
1 0 4	287,400	346,300
1 0 5	288,200	346,800
1 0 6	288,700	347,200
1 0 7	289,100	347,600
1 0 8	289,600	348,000
1 0 9	289,800	348,500
1 1 0	290,100	348,900
1 1 1	290,300	349,200
1 1 2	290,700	349,500
1 1 3	290,900	350,000
1 1 4	291,100	
1 1 5	291,500	
1 1 6	291,800	
1 1 7	292,100	
1 1 8	292,400	
1 1 9	292,700	
1 2 0	293,100	

1 2 1	293,400	
1 2 2	293,800	
1 2 3	294,100	
1 2 4	294,500	
1 2 5	294,700	
1 2 6	294,900	
1 2 7	295,200	
1 2 8	295,600	
1 2 9	295,800	
1 3 0	296,100	
1 3 1	296,500	
1 3 2	296,900	
1 3 3	297,100	
1 3 4	297,400	
1 3 5	297,800	
1 3 6	298,100	
1 3 7	298,300	
1 3 8	298,600	
1 3 9	299,000	
1 4 0	299,300	
1 4 1	299,500	
1 4 2	299,900	
1 4 3	300,300	
1 4 4	300,600	
1 4 5	300,800	
1 4 6	301,000	
1 4 7	301,300	
1 4 8	301,700	
1 4 9	301,900	
1 5 0	302,100	
1 5 1	302,400	
1 5 2	302,700	
1 5 3	303,100	
1 5 4	303,300	
1 5 5	303,600	
1 5 6	303,900	
1 5 7	304,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2 会計年度任用職員技能労務職給料表（第3条関係）

職務の級 号 給	1 級 給料月額（円）
1	132,300
2	133,200
3	134,200
4	135,100
5	136,100
6	137,100
7	138,100
8	139,100
9	139,900
10	140,900
11	141,900
12	143,000
13	143,800
14	144,800
15	145,800
16	146,800
17	147,900
18	149,200
19	150,400
20	151,600
21	152,700
22	153,900
23	155,100
24	156,300
25	157,400
26	158,900
27	160,400
28	161,900
29	163,300
30	164,700
31	166,200
32	167,700
33	169,100
34	170,900
35	172,700
36	174,500
37	176,200
38	177,900

3 9	179,600
4 0	181,300
4 1	183,600
4 2	185,200
4 3	186,800
4 4	188,300
4 5	189,700
4 6	191,200
4 7	192,700
4 8	194,100
4 9	195,400
5 0	196,800
5 1	198,200
5 2	199,600
5 3	201,000
5 4	202,300
5 5	203,600
5 6	204,800
5 7	206,000
5 8	207,200
5 9	208,400
6 0	209,600
6 1	210,700
6 2	211,800
6 3	212,900
6 4	214,000
6 5	215,100
6 6	216,300
6 7	217,300
6 8	218,200
6 9	218,800
7 0	220,000
7 1	221,100
7 2	222,300
7 3	222,800
7 4	223,900
7 5	225,100
7 6	226,100
7 7	226,900
7 8	228,100
7 9	229,100

8 0	230, 200
8 1	231, 300
8 2	232, 200
8 3	233, 300
8 4	234, 300
8 5	235, 300
8 6	236, 300
8 7	237, 300
8 8	238, 300
8 9	239, 400
9 0	240, 400
9 1	241, 100
9 2	241, 800
9 3	242, 700
9 4	243, 600
9 5	244, 500
9 6	245, 200
9 7	246, 000
9 8	246, 900
9 9	247, 800
1 0 0	248, 700
1 0 1	249, 500
1 0 2	250, 300
1 0 3	251, 100
1 0 4	251, 800
1 0 5	252, 500
1 0 6	253, 100
1 0 7	253, 500
1 0 8	253, 900
1 0 9	254, 100
1 1 0	254, 500
1 1 1	255, 000
1 1 2	255, 500
1 1 3	255, 800
1 1 4	256, 200
1 1 5	256, 700
1 1 6	257, 200
1 1 7	257, 500
1 1 8	257, 800
1 1 9	258, 100
1 2 0	258, 400

1 2 1	258,600
1 2 2	258,800
1 2 3	259,100
1 2 4	259,400
1 2 5	259,600
1 2 6	259,800
1 2 7	260,200
1 2 8	260,400
1 2 9	260,700
1 3 0	261,100
1 3 1	261,400
1 3 2	261,700
1 3 3	261,900
1 3 4	262,200
1 3 5	262,400
1 3 6	262,700
1 3 7	263,000
1 3 8	263,200
1 3 9	263,500
1 4 0	263,800
1 4 1	264,000
1 4 2	264,200
1 4 3	264,500
1 4 4	264,700
1 4 5	265,000
1 4 6	265,300
1 4 7	265,600
1 4 8	265,800
1 4 9	266,000
1 5 0	266,300
1 5 1	266,500
1 5 2	266,700
1 5 3	267,000
1 5 4	267,300
1 5 5	267,600
1 5 6	267,900
1 5 7	268,100
1 5 8	268,300
1 5 9	268,600
1 6 0	268,900
1 6 1	269,100

1 6 2	269,300
1 6 3	269,600
1 6 4	269,900
1 6 5	270,100
1 6 6	270,300
1 6 7	270,600
1 6 8	270,900
1 6 9	271,100
1 7 0	271,300
1 7 1	271,600
1 7 2	271,900
1 7 3	272,100

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務およびこれらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で市長が定めるものに適用する。

別表第3 級別基準職務表（第3条関係）

職務の級	基準となる職務
1級	相当の知識，技術，経験等を要する職務
2級	相当高度の知識，技術，経験等を要する職務

（提案理由）

地方公務員法および地方自治法の一部改正に伴い，会計年度任用職員の給与および費用弁償に関し必要な事項を定めるため